

重要事項説明書
(令和 7 年 4 月 1 日 現在)

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

担当 吉留 毅

電話番号 048-580-7875 (午前9時～午後5時まで)

2 デイサービスセンターステラヒルズの概要及び職員体制

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	デイサービスセンターステラヒルズ
住所	埼玉県深谷市上柴町東5丁目4番地10番
事業所番号	1174602795
通常の事業の実施地域	熊谷市・深谷市・本庄市 寄居町・美里町・上里町

* 上記以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

	資格	勤務形態・人数	
管理者	介護福祉士等	常勤	1名
生活相談員(介護職員を兼務)	介護福祉士等	常勤	1名 非常勤 1名
介護職員	介護福祉士等	常勤	2名 非常勤 5名
看護職員(機能訓練指導員を兼務)	准看護師	常勤	1名 非常勤 1名
機能訓練指導員(看護職員が兼務)	准看護師	常勤	1名 非常勤 1名

(3) 同センターの設備の概要

定員	28名
食堂兼機能訓練室	1室 87.12㎡
静養室	1室 5.69㎡
浴室	一般浴槽、機械浴槽
送迎車	1台

3 サービス内容

- ① 送迎
 - ・車椅子の利用を余儀なくされている方、脚部に不安があり車椅子を使用する方については、職員にご相談ください。
 - ・乗降については、転倒する事などがないように介助していきます。
- ② 食事
 - ・嗜好調査を行い、主食の固さ、主菜の大きさ、箸・スプーンが必要であるかを調べ利用者に合った食事を提供します。
 - ・必要があれば、食事の介助をおこないます。
- ③ 入浴
 - ・残存機能の低下を防ぐために、なるべく利用者自身が行うように

声がけをしていきます。

- ・一部介助、全介助については職員の介護技術をもって事故のないように介助していきます。

④ 日常動作訓練・レクリエーションを取り入れて、利用者が意識せずに自然に行える日常動作訓練を行います。

⑤ 生活相談 ・利用者とのコミュニケーションの中から、家庭での日常生活についてどのように過ごされているのかを把握し、そのことについて、共感しアドバイスをおこないます。

4 サービス利用料金

(1) 【契約書別紙】をご覧ください。

(2) 支払い方法

サービス利用料金は毎月、20日までに前月分の請求を致しますので、請求月末日までにお支払ください。お支払いただきますと領収書を発行します。お支払方法は、現金集金、自動引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。

5 当センターの特徴

(1) 運営の方針

- ・利用者の皆様一人一人の生き方、主体性を尊重し、適切な介護サービスを提供して、地域社会に貢献します。
- ・「心」を介護の基本とし思いやりと温かさと安心を、誠意をもって提供します。

(2) サービス利用のために

事項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	有	
従業員への研修の実施	有	
理美容の有無	有	

(3) サービス利用にあたっての留意事項

・送迎時間の連絡

送迎時間については、事業者と利用者様との契約書取り交わしの時に決めさせていただきます。尚時間変更がある場合には前もって連絡させていただきます。

ご家族様等の事情により送迎時間の変更を行う場合は、前日までにご連絡下さい。

・体調確認

来所時にバイタルチェック（体温 血圧 脈）を行います。体調不良を訴えた場合は、速やかにご家族に連絡をとり、サービスの継続を行うかを相談いたします。

・時間変更

利用日、利用時間の変更があり場合は、前日の午後6時までに担当ケアマネ、もしくは当事業所へご連絡をください。

- ・設備、器具の利用

管理規定により、故意によって設備・器具に損害を与えた場合は、現状に回復をしていただきます。

- ・その他

送迎時に事故や工事に遭遇した場合、やむを得ず遅れる場合があります。お迎えの時に、体調不良がある場合は、当事業所のご利用をお断わりする場合があります。

- ・サービス提供時間 短縮による留意点

事前の連絡がなく、利用者様、又はそのご家族様の選定により、サービス提供時間を短縮した場合は、当月計画されたサービス提供票に沿った利用料を徴収致しますので、ご了承下さい。事業所のやむを得ない事由によるサービス提供時間の短縮はこの限りではありません。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族様、居宅支援事業所等へ連絡いたします

7 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者様に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族、当該利用者様に係わる居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせていただきます。
- (2) (1)において、事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 当事業所は、利用者様に対する通所介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 秘密保持

(1) 事業者及び事業者の使用する者は、個人情報保護法等に測り、サービス提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。(但し、必要と認められる場合、利用者の家族状況、身体状況等についてサービス担当者会議において用いることがあります。)

(2) 事業者の従業者であった者に、業務上知り得た利用者様又はそのご家族様の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

(3) 利用者又はその家族の個人情報について。「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

9 その他、運営についての留意点

- (1) 当事業者は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備します。
- (2) 事業所内研修 年1回以上
- (3) 事業所外研修 必要に応じてその都度
- (4) この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社あたたかい手代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

10 非常災害対策

○出火時の対応

初期消火 全員が協力して、消火器を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに避難誘導を行います。

- (ア) 避難誘導 建物内の全員に、メガホン等を使用して火災を知らせ、方向等を指示いたします。
- (イ) 通報連絡 火災が発生した場合、直ちに消防機関に通報するとともに、他の者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡を行う。
- (ウ) その他 利用者様のお引渡しにあたっては、職員が必ず立ち合い、指導日誌等に記入いたします。保護者が引き取りできない場合の代理人については事前に確認しておき、帰宅先について確認をいたします。

○地震による被害の防止措置

地震により、火災発生の恐れのある火気設備器具は、原則として使用中止しやむを得ず使用する場合は、最小限といたします。

○防火設備 消火器等

○消火訓練 適時実施致します

○防火責任者 吉留 毅

11 サービス内容に関する苦情

① 当事業所ご利用者相談・苦情相談窓口

苦情受付窓口 担当者 相談員 壹岐 敏子

苦情解決責任者 管理者 吉留 毅

電話番号 048-580-7875

受付時間 午前8:30～17:30まで

受付日 月曜～金曜日まで（但し1/1～1/3、8/14～15 迄は除く）

② 苦情処理の体制および手順

- 1 苦情受付担当者は、利用者、家族等からの苦情を随時受け付ける。苦情受付後、内容の整理申出人の意向（苦情解決の方法）の確認を行う。
- 2 苦情受付担当者は、苦情を苦情解決責任者へ報告を行う。

- 3 苦情解決責任者は、事実内容確認、原因追及、対応、是正内容の検討を実施する。
検討後、申出人との話し合いにより解決を図る。(必要に応じて法人代表者へ報告を行う)
- 4 苦情受付担当者は、苦情受付から、解決、改善迄の経過について書面に記録し再発予防を図るとともに、必要に応じて各関係機関及び第三者委員、国保連合等への報告を行う。

③ その他事業所以外に以下の市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

利用者がお住まいになられている市町村役場		介護保険担当課
大里広域市町村圏組合	介護保険課	電話 048-501-1330
深谷市役所	長寿福祉課	電話 048-574-8544
熊谷市役所	長寿いきがい課	電話 048-524-1402
本庄市役所	介護保険課	電話 0495-25-1719
寄居町役場	福祉課	電話 048-581-7718
美里町役場	介護福祉課	電話 0495-76-5132
上里町役場	高齢者いきいき課	電話 0495-35-1221

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係
電話 048-824-2561

1.2 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(職・氏名を記載する) 管理者 吉留 毅
-------------	----------------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修及び新人職員研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 2 埼玉県福祉サービス第三者評価受審の有無

無し

1 3 当社の概要

名称・法人種別	株式会社	あたたかい手
代表者役職・氏名	代表取締役	伊藤 捷雄
所在地	埼玉県深谷市山河 5 7 3 番地 1	
連絡先	0 4 8 - 5 7 0 - 5 5 0 5	

法人の事業	サービス付高齢者住宅	1 か所
	住宅型有料老人ホーム	2 か所
	通所介護事業所	3 か所
	訪問介護事業所	1 か所
	地域密着型通所介護事業所	1 ヶ所
	家庭保育室	1 か所

【契約書別紙】

令和 7 年 4 月 1 日～

○担当者(管理者)

氏名 吉留 毅
連絡先 048-580-7875

○通所介護サービスの内容

ご利用日： 毎週 日曜日～金曜日
営業時間： 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで
サービス提供時間： 午前 9 時 45 分～午後 5 時まで
ご利用場所： デイサービスセンターステラヒルズ
深谷市上柴町東 5 丁目 4 番地 10 (事業所番号 1174602795)
ご利用可能施設： 食堂兼機能訓練室 87.12 m²
相談室 9.93 m²
浴室(普通浴槽 機械浴槽)
サービス内容： 通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、
日常生活動作訓練、健康チェック、その他必要な介護等を行います。

○サービス利用料金

・通常規模型通所介護費(基本提供時間 9 : 4 5 ~ 1 7 : 0 0) (1 単位=10.14 円)

【3 時間以上 4 時間未満】					
介護度	基本単位数	1 日の利用料 金	自己負担額 (1 割)	自己負担額 (2 割)	自己負担額 (3 割)
要介護 1	370 単位	3,751 円	376 円	751 円	1,126 円
要介護 2	423 単位	4,289 円	429 円	858 円	1,287 円
要介護 3	479 単位	4,857 円	486 円	972 円	1,458 円
要介護 4	533 単位	5,404 円	541 円	1,081 円	1,622 円
要介護 5	588 単位	5,962 円	597 円	1,193 円	1,789 円
【4 時間以上 5 時間未満】					
要介護 1	388 単位	3,934 円	394 円	787 円	1,181 円
要介護 2	444 単位	4,502 円	451 円	901 円	1,351 円
要介護 3	502 単位	5,090 円	509 円	1,018 円	1,527 円
要介護 4	560 単位	5,678 円	568 円	1,136 円	1,704 円
要介護 5	617 単位	6,256 円	626 円	1,252 円	1,877 円

【5 時間以上 6 時間未満】					
介護度	基本単位数	1 日の利用料金	自己負担額（1 割）	自己負担額（2 割）	自己負担額（3 割）
要介護 1	570 単位	5,779 円	578 円	1,156 円	1,734 円
要介護 2	673 単位	6,824 円	683 円	1,365 円	2,048 円
要介護 3	777 単位	7,878 円	788 円	1,576 円	2,364 円
要介護 4	880 単位	8,923 円	893 円	1,785 円	2,677 円
要介護 5	984 単位	9,977 円	998 円	1,996 円	2,994 円
【6 時間以上 7 時間未満】					
要介護 1	584 単位	5,921 円	593 円	1,185 円	1,777 円
要介護 2	689 単位	6,986 円	699 円	1,398 円	2,096 円
要介護 3	796 単位	8,071 円	808 円	1,615 円	2,422 円
要介護 4	901 単位	9,136 円	914 円	1,828 円	2,741 円
要介護 5	1008 単位	10,221 円	1,023 円	2,045 円	3,067 円
【7 時間以上 8 時間未満】					
要介護 1	658 単位	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円
要介護 2	777 単位	7,878 円	788 円	1,576 円	2,364 円
要介護 3	900 単位	9,126 円	913 円	1,826 円	2,738 円
要介護 4	1,023 単位	10,373 円	1,038 円	2,075 円	3,112 円
要介護 5	1,148 単位	11,640 円	1,164 円	2,328 円	3,492 円
【8 時間以上 9 時間未満】					
要介護 1	669 単位	6,783 円	679 円	1,357 円	2,035 円
要介護 2	791 単位	8,020 円	802 円	1,604 円	2,406 円
要介護 3	915 単位	9,278 円	928 円	1,856 円	2,784 円
要介護 4	1,041 単位	10,555 円	1,056 円	2,111 円	3,167 円
要介護 5	1,168 単位	11,843 円	1,185 円	2,369 円	3,553 円

○加算料金

(1 単位=10.14 円)

加算内容	単位数	利用料金	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
入浴介助加算Ⅰ （一日につき）	40	405 円	41 円	81 円	122 円
同一建物減算 （一日につき）	-94	-953 円	-96 円	-191 円	-286 円
送迎減算 （片道につき）	-47	-476 円	-48 円	-96 円	-143 円
科学的介護推進体制加算（一月につき）	40	405 円	41 円	81 円	122 円

介護職員等処遇改善加算Ⅱ

介護報酬総単位数×9.0%

(令和 6 年 6 月から)合計 9.0%

・深谷市 地域区分7級地により、1 単位 10, 14 円で計算する。

・介護保険のサービスを利用する場合の利用者自己負担額は、原則として介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合の額とします。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料金は全額利用者自己負担となります。

・昼食代 1 食あたり 685 円

(1 単位=10.14 円)

通常のサービス提供時間を超過したサービス利用については下記の金額が加算されます。

	単位数	1 日の 利用料金	自己負担額 （1 割）	自己負担額 （2 割）	自己負担額 （3 割）
9 時間未満	延長料金なし				
9 時間以上 10 時間未満	50 単位	507 円	51 円	102 円	153 円
10 時間以上 11 時間未満	100 単位	1,014 円	102 円	203 円	305 円

11 時間以上 12 時間未満	150 単位	1,521 円	153 円	305 円	457 円
-----------------	--------	---------	-------	-------	-------

・その他の実費 通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する費用

ア、 通常の事業の実施地域を超えてから利用者宅までの片道 10 キロ未満の場合は 620 円

イ、 通常の事業の実施地域を超えてから利用者宅までの片道 10 キロ以上の場合は 620 円に 10 キロを超す距離 1 キロあたり、62 円を加算した額

○健康上の理由による中止

① 感冒症状等病気の場合は、サービスの提供をお断りすることがあります。

② 当日の健康チェックの結果、体調がすぐれない場合、サービスの内容の変更、または、中止をさせていただくことがあります。その場合は、ご家族様に連絡のうえ適切に対応します。

③ 利用中に体調がすぐれなくなった場合、サービスを中止させていただくことがあります。その場合、ご家族様に連絡のうえ適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医または歯科医師に連絡をとる等、必要な処置を講じます。

主治医	医療機関名・ 医師名	
	住所・電話番号	
ご家族	ご家族氏名	
	住所・電話番号	

④ サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振替を行うことができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には、振替ができませんのでご了承ください。